

平成31年4月1日現在の保育所等利用待機児童数について

- ・平成31年4月1日現在の待機児童数は、46人となりました。
- ・保育所等利用申請者数は過去最大の69,708人となりました。保育所等の利用児童数は66,477人で、1,854人増加しました。なお、ご希望どおりの保育所等を利用できていない方は3,231人いっしょに、昨年同時期と比較して151人増加しました。
- ・引き続き、待機児童数ゼロを目指し、地域の状況をより詳細に分析し、保育ニーズの高い地域を重点に、既存の資源を最大限活用するとともに、必要な施設・事業を整備するなど、地域の状況に応じた対策を今後も進めていきます。さらに、喫緊の課題である保育士不足について、保育士の採用、定着に係る取組の継続、充実を図ります。

1 待機児童数等の状況

(1) 待機児童数

(単位：人)

区分	29年4月	30年4月	31年4月	31年-30年
就学前児童数	182,511	178,905	175,243	▲ 3,662
保育所等利用申請者数(A)	65,144	67,703	69,708	2,005
利用児童数(B)	61,885	64,623	66,477	1,854
保留児童数(C) = (A) - (B)	3,259	3,080	3,231	151
横浜保育室等入所数(D)	896	788	774	▲ 14
横浜保育室・川崎認定保育園	491	338	219	▲ 119
幼稚園等預かり保育	54	47	92	45
事業所内保育施設・企業主導型保育事業	79	124	215	91
年度限定保育事業	129	166	169	3
一時保育等	143	113	79	▲ 34
育休関係(E)(*1)	413	458	797	339
求職活動を休止している方(F)(*2)	277	260	294	34
特定保育所等のみの申込者など(G)(*3)	1,671	1,511	1,320	▲ 191
待機児童数(H) = (C) - [(D)+(E)+(F)+(G)]	2	63	46	▲ 17

(*) 補足説明

- *1 育休関係：4月1日に育児休業を取得されている方のうち、復職の意思を確認できない方
- *2 求職活動を休止している方：ご自身等でお子さんをみながら、インターネットなどを利用し、在宅で職を探している方
- *3 特定保育所等のみの申込者など：1か所しか申し込んでいない方、2か所以上申し込んだにもかかわらず、第1希望等の保育施設しか利用を望んでいない方、申し込みをされた園や自宅の近くに利用可能で空きがある保育施設があるにも関わらず利用を希望されない方

(2) 年齢別の待機児童数及び保留児童数の状況

待機児童・保留児童ともに低年齢児が全体の約9割を占めています。

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
待機児童数	22人	16人	7人	1人	0人	0人	46人
	47.8%	34.8%	15.2%	2.2%	0.0%	0.0%	100.0%
保留児童数	585人	1,751人	602人	189人	79人	25人	3,231人
	18.1%	54.2%	18.6%	5.8%	2.4%	0.8%	100.0%

(3) 選考基準別の待機児童数の状況

待機児童では、Aランクの方が最も多く、17人となっています。

	A	B	C	D	E	F	G以下	計
31年4月	17人	9人	10人	2人	3人	0人	5人	46人
	37.0%	19.6%	21.7%	4.3%	6.5%	0.0%	10.9%	100.0%

※ランクについては、12ページの参考資料4を参照ください。

2 30年度の取組

(1) 受入枠拡大の取組

取組		30年度の成果
I 保育所等の新設等による定員増		
認可保育所		1,774人
横浜保育室の認可移行支援		149人
認定こども園		508人
地域型 保育事業	小規模保育事業	286人
	家庭的保育事業	6人
II その他の取組		
横浜保育室から小規模保育事業への移行による減		▲151人
私立幼稚園等預かり保育の拡充		88人
企業主導型保育事業		158人
合計		2,818人

ア 認可保育所の整備・拡充

保育所の整備・改修等により、認可保育所の定員増は1,774人(新規整備28か所、分園整備3か所等)となりました。

イ 認定こども園*の整備

既存の幼稚園から認定こども園への移行を促進してきたことにより、認定こども園の定員増は508人(10か所)となりました。

* 定員は、子ども・子育て支援法に基づく2号認定及び3号認定の子どもが対象です。

ウ 低年齢児対策

(ア) 小規模保育事業の推進

多様な主体の参入促進による小規模保育事業の整備・改修等を促進してきたことにより、小規模保育事業の定員増は286人（17か所）となりました。

(イ) 年度限定保育事業の実施

保育所の空きスペースや余裕のある保育室を活用して、保育所等を利用できなかった1・2歳児を期間限定（1年度）で受け入れています。平成31年4月1日現在、1歳児124人、2歳児45人の児童が利用しています。

エ 幼稚園等預かり保育の拡充

多様な保育ニーズへの対応を図るため、幼稚園等預かり保育の実施支援を行い、新たに5園64人の受入枠を拡大しました。実施園数は幼稚園・認定こども園全体の6割を超えています。

また、幼稚園の教育資源を活用した、2歳児を対象とした長時間受け入れをモデル実施し、2園24人の受入枠を拡大しました。

(2) 保育・教育コンシェルジュによる相談支援

保育・教育コンシェルジュは、保育ニーズと保育サービス等を適切に結びつけることを目的に、保育を希望する保護者の方の相談に応じ、認可保育所のほか、横浜保育室や一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの保育サービス等について情報を提供しています。現在は各区のこども家庭支援課に1～5人、合計38人配置しています。

(3) 保育士等の確保

保育施設の整備とともに、保育士の確保が喫緊の課題となっています。関係機関との連携を図りながら、次の取組を実施しました。

ア 保育士宿舍借上げ支援事業

保育所等を運営する民間事業者が保育士の確保や離職防止のために保育士用の宿舍を借り上げる際に必要な経費の助成を行っています。273法人に対し、2,502戸分の交付決定を行いました。

イ 保育士・保育所支援センター

神奈川県、政令市等による「かながわ保育士・保育所支援センター」の共同運営を実施しています。保育士の就職相談、就職先の紹介等を行い、市内保育施設に71人の方が採用となりました。

ウ 保育士就職支援講座・就職面接会

横浜市私立保育園園長会・ハローワーク等関係団体と連携しながら、潜在保育士や保育士試験合格者等を対象とした「保育士就職支援講座」（5回）、「就職面接会」（5回）を開催し、18人の方が採用に結び付けました。

エ 保育士確保コンサルタント派遣事業

保育士の採用、定着に対して不安を抱える園に対し、スタートアップセミナーを開催するとともに、保育士の確保に関するコンサルタントを派遣し、園の課題に気づききっかけ作り、また、その課題に対する助言等を行っています。30年度は17法人24施設に対して派遣を行いました。

オ 保育所見学会

保育士養成施設の学生等に市内保育施設で就職してもらうための保育所見学会（8回）を実施しました。

カ 保育士の子どもの優先的取扱い

31年4月に向けて、保育所の利用調整における保育士の子どものさらなる優先的取扱いを実施しました。

キ よこはま保育士就労促進キャンペーン

「よこはま保育士就労促進キャンペーン」（30年12月～31年3月）として、養成施設の学生や潜在保育士等へのPR強化、保育施設見学の積極的受入や就職支援講座、就職面接会の集中的開催など、保育四団体と協力して保育士確保に取り組みました。

ク 処遇改善

国の公定価格における処遇改善等加算Ⅱと併せて、経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善ができるよう独自助成を実施しました。

ケ その他

市内保育所等で従事する意向のある保育士養成施設卒業予定者に対する修学資金の貸付、及び市内保育所等に従事することが決定した潜在保育士に対する就職準備金の貸付を実施しました。また、保育士資格の取得を目指す市内保育施設従事者に対する保育士試験直前対策講座を開催しました。

(4) 質の確保

監査や運営指導に加え、重大事故防止のための助言、指導や、研修の実施による保育士等の人材育成など、保育の質の維持・向上に取り組みました。

ア 園外研修の実施

保育士等の専門性の向上やキャリアアップを支援するため、保育士の経験年数に応じた研修や障害児対応、食物アレルギー対応などの課題別の研修等を開催しました。

また、処遇改善の要件となる保育士等キャリアアップ研修を開催しました。そのほか、新設する保育所等の施設長・保育士等を対象に、開設前研修を開催しました。

（全56講座 参加人数12,333人）

イ 園内研修・研究の推進

それぞれの園内で研修・研究を円滑に行えるよう、新設の保育所等に保育園長経験者をサポーターとして7名派遣、79園に206回訪問し、自園での質向上の取組を支援しました。そのほか、各園で中心となって効果的な園内研修を企画・実施できる人材を養成するための講座を開催しました。

ウ 巡回訪問による助言・指導

保育の質を確保し、保育中の重大事故等を防止するために、保育の実施状況を確認し、助言・指導を行う巡回訪問を225園に実施しました。

エ 組織マネジメント講習の実施

より良い施設運営・法人運営に向け、施設長や運営法人の管理責任者を対象に、マネジメント講習を合計9回行い、のべ811人が参加しました。

3 認可保育所等の年齢別の定員外入所・定員割れの状況

認可保育所及び幼保連携型認定こども園 834 園のうち、386 園（2,439 人）で定員外入所を実施している一方、388 園（2,432 人）で定員割れが生じています。

新設保育所の4・5歳児枠については、新規利用を希望される方がほとんどなく、2歳、3歳の在籍児童が進級後には埋まる枠であるため、開所後2年間は、定員割れの算定から除いています。

		定員外入所数			定員割れ人数		
		30年4月 (A)	31年4月 (B)	差引 (B-A)	30年4月 (A)	31年4月 (B)	差引 (B-A)
施設数		356園	386園	30園	319園	388園	69園
人数		2,597人	2,439人	▲158人	1,885人	2,432人	547人
内 訳	乳児(0~1歳)	637人	574人	▲63人	538人	817人	279人
	幼児(2~5歳)	1,960人	1,865人	▲95人	1,347人	1,615人	268人

(市外のお子さんも含む。新設保育所の4・5歳児枠については、算定から除く。)

4 31年度の取組

(1) 受入枠の拡大

大規模な宅地開発などにより保育ニーズが高まっている地域では、整備が進まない、または、整備が追いつかないため、保留児童数が増えています。こうした地域を「整備が必要な地域」に指定し、重点的に認可保育所や小規模保育事業等を整備し、市全体で2,289人の受入枠拡大を図ります。

なお、少し先を見据え、工期や保育士確保の面で十分な準備期間を確保する必要性から、内装整備費補助事業の募集に先駆けた重点相談を引き続き実施します。

取 組		31年度予算
I 保育所等の新設等による定員増		
認可保育所		1,657人
横浜保育室の認可移行支援		118人
認定こども園		225人
地域型 保育事業	小規模保育事業	211人
	家庭的保育事業	10人
II その他の取組		
横浜保育室から小規模保育事業への移行による減		▲91人
私立幼稚園等預かり保育の拡充		100人
企業主導型保育事業		59人
合 計		2,289人

(2) 既存資源の活用

子ども・子育て支援新制度の施行を踏まえ、既存資源を活用していくことで、多様化する保育ニーズにきめ細かく対応していきます。また、小規模保育事業の卒園児の進級先となる連携施設の確保を推進します。

ア 開所後2年以内の新設保育所では、4・5歳の新規利用者が極端に少ないため、このスペース等を活用し、保育所を利用できなかった1・2歳児を、期間限定（1年度）で受け入れます。併せて、新設保育所以外で定員に空きがある保育所の有効活用も進めていきます。

イ 多様な保育ニーズへの対応を図るため、幼稚園・認定こども園での預かり保育の充実を図るとともに幼稚園で2歳児を受け入れる新規モデル実施園の拡大を進めます。

ウ 保育・教育コンシェルジュによるきめ細かい保育サービスの相談を行い、認可保育所の代替保育サービス（横浜保育室、一時保育、乳幼児一時預かり等）を案内するとともに、広報も積極的に進めていきます。

(3) 更なる保育士確保の取組

今後さらに保育士確保が困難な状況になることが想定されます。

養成校の卒業予定者、潜在保育士、資格取得者など一人でも多くの保育士の方に、市内保育施設に従事していただけるよう、保育士の採用、定着に係る取組の継続、充実に努めます。

【採用にかかる取組】

ア 修学資金貸付事業

市内保育所等に従事する意向のある保育士養成施設卒業予定者に対して、修学資金の貸付を実施します。(貸付対象数：50人)

イ 保育士・保育所支援センター

神奈川県、政令市等による「かながわ保育士・保育所支援センター」の共同運営を実施します。

ウ 保育士就職支援講座・就職面接会

ハローワークと連携し、潜在保育士等を対象とした「保育士就職支援講座」、「就職面接会」を開催します。(年3回)

エ 保育所見学会

保育士養成施設の学生等を対象に市内保育施設の現場を知ってもらう機会として、保育所見学会を実施します。



<保育所見学会の様子>

オ 保育士試験直前対策講座

保育士資格の取得を目指す市内保育施設従事者に対する保育士試験直前対策講座を開催します。(年3回)

カ その他

市内保育所等に従事することが決定した潜在保育士に対する就職準備金の貸付を実施します。

また、新たに保育関係団体が独自で行う人材確保に関する取組への補助や、保育士資格の取得を目指す市内保育施設従事者に対して、養成校受講料等の補助を実施します。



<保育士試験直前対策講座の様子>

【定着にかかる取組】

ア 保育士宿舍借上げ支援事業【拡充】

保育所等を運営する民間事業者が保育士用の宿舍を借り上げる際に必要な経費の助成を行います(申請見込件数：2,894戸)

<補助実績>

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
519戸	893戸	1,000戸	1,809戸	2,502戸

イ 処遇改善

国の公定価格における処遇改善等加算Ⅱと併せて、経験年数7年以上の全ての保育士等に月額4万円の処遇改善を継続で実施します。

ウ 保育士確保コンサルタント派遣事業

保育士の採用、定着に対して不安を抱える園に対し、保育士の確保に関するコンサルタントを派遣し、園の課題に気づくきっかけを与え、その課題に対しての助言等を行います。(30施設)

エ 組織マネジメント講習の実施

より良い施設運営・法人運営に向け、施設長や運営法人の管理責任者を対象に、マネジメント講習を実施します。(21回開催予定)

(4) 質の確保

保育の質の維持・向上を図るため、横浜で育てたい子ども像と保育・教育の方向性を示します。また、研修の実施によるスキルアップを支援し、保育士の人材育成を図るほか、監査の実施や運営指導を強化していきます。

ア 「横浜こども指針(仮称)*」の策定【新規】

横浜で育みたい子ども像と保育・教育の方向性を示す「横浜こども指針(仮称)」を学識経験者や保育・教育関係者等の助言を受け、策定します。

*「横浜こども指針(仮称)」は「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改定(訂)の趣旨を踏まえた質の高い保育・幼児教育が実施されるよう、市として保育で大切にしたいことを示し、保護者と保育者が共通の理解をもって保育・幼児教育に取り組めるようにするもの。

イ 園内研修・研究サポーターの派遣

それぞれの園内で研修・研究を円滑に行えるよう、新設の保育所全園等を対象に保育園や幼稚園の園長経験者をサポーターとして派遣します。

(サポーター人数10名、対象園63園、189回訪問予定)

ウ 園内研修・研究を推進する人材育成【拡充】

各園で中心となって効果的な園内研修を企画・実施する人材を養成するための講座を引き続き開催するほか、園内研修の実施がさらに進むよう施設長向けの講座も新たに実施します。(全59講座 定員16,337人予定)

エ 巡回訪問による助言・指導

保育の質を確保し、保育中の重大事故等を防止するために、保育の実施状況を確認し、助言・指導を行う巡回訪問を拡充します。

オ 組織マネジメント講習の実施【再掲】

より良い施設運営・法人運営に向け、施設長や運営法人の管理責任者を対象に、マネジメント講習を実施します。(21回開催予定)

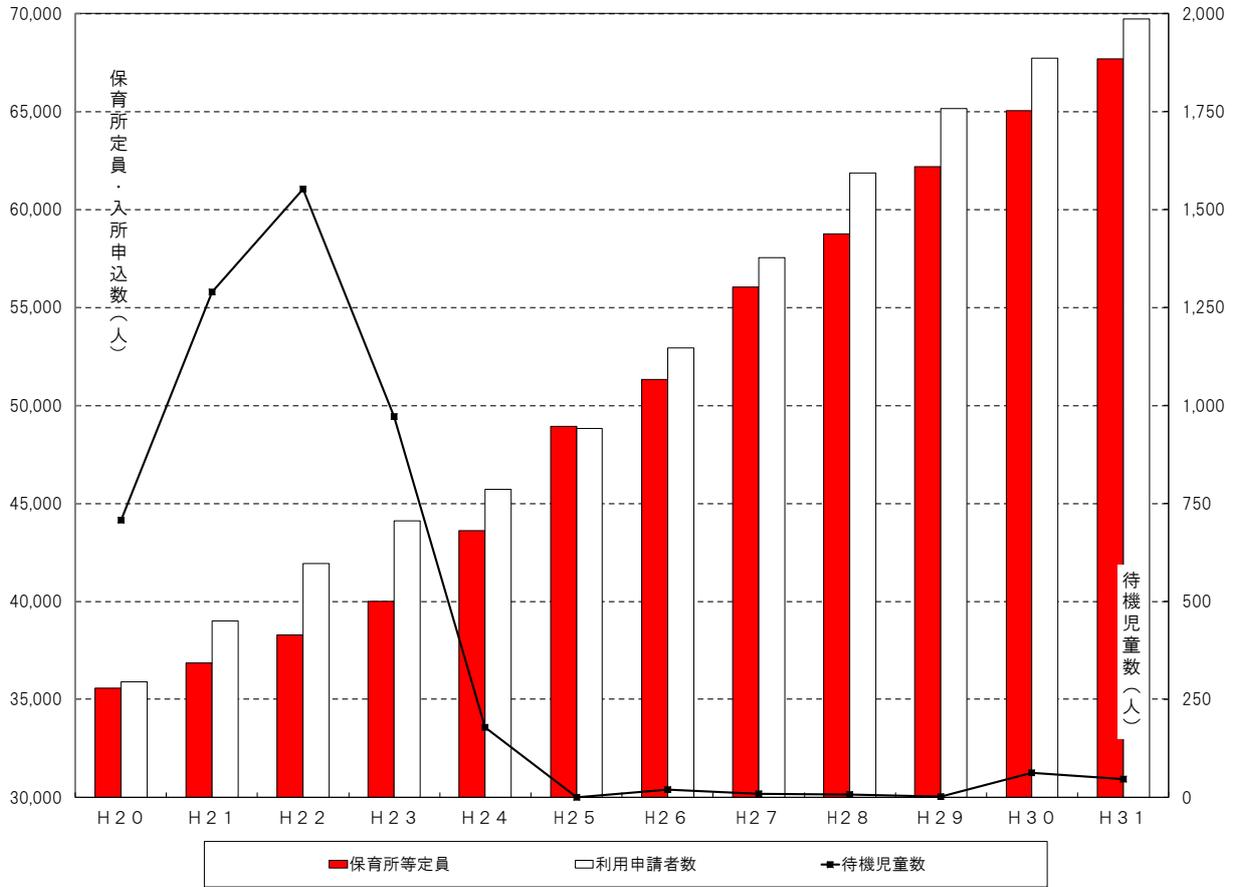
参考資料 1

平成 31 年度 区別保育所等の待機状況 —平成 30 年度との比較—

区 名	平成30年4月1日現在						平成31年4月1日現在					
	就学前 児童数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	利用 児童数 (人)	保留 児童数 (人)	待機児童 総数 (人)	就学前 児童数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	利用 児童数 (人)	保留 児童数 (人)	待機児童 総数 (人)
鶴見	15,826	86	6,105	6,403	246	6	15,461	97	6,474	6,755	190	5
神奈川	11,612	73	4,780	4,765	199	5	11,440	78	5,049	4,987	229	2
西	4,834	31	1,617	1,683	139	7	4,859	36	1,809	1,810	83	3
中	6,352	39	2,122	2,073	146	4	6,150	42	2,165	2,155	134	3
南	7,986	43	2,687	2,880	192	3	7,764	45	2,854	2,927	206	2
港南	8,894	55	3,688	3,352	94	1	8,671	57	3,758	3,429	97	0
保土ヶ谷	8,993	50	3,441	3,306	196	3	8,770	52	3,549	3,407	158	2
旭	10,749	60	3,712	3,726	107	4	10,555	60	3,756	3,794	207	3
磯子	8,097	40	2,668	2,969	202	4	7,936	44	2,856	3,022	125	0
金沢	8,311	42	3,029	3,123	141	2	8,089	45	3,138	3,143	105	0
港北	19,020	114	7,450	7,598	507	15	18,898	123	7,956	7,959	557	18
緑	9,054	57	3,389	3,237	153	0	8,913	59	3,490	3,342	126	0
青葉	15,299	80	4,998	4,845	143	3	14,850	84	5,150	4,942	184	4
都筑	12,216	62	4,114	3,745	135	0	11,770	63	4,199	3,765	97	0
戸塚	14,203	75	5,073	5,020	268	4	14,296	79	5,232	5,134	471	3
栄	5,074	23	1,582	1,654	67	0	4,905	24	1,593	1,639	85	0
泉	6,890	44	2,895	2,557	59	0	6,637	44	2,942	2,620	85	0
瀬谷	5,495	31	1,706	1,687	86	2	5,279	31	1,719	1,647	92	1
合計	178,905	1,005	65,056	64,623	3,080	63	175,243	1,063	67,689	66,477	3,231	46

参考資料 2

待機児童数等の推移



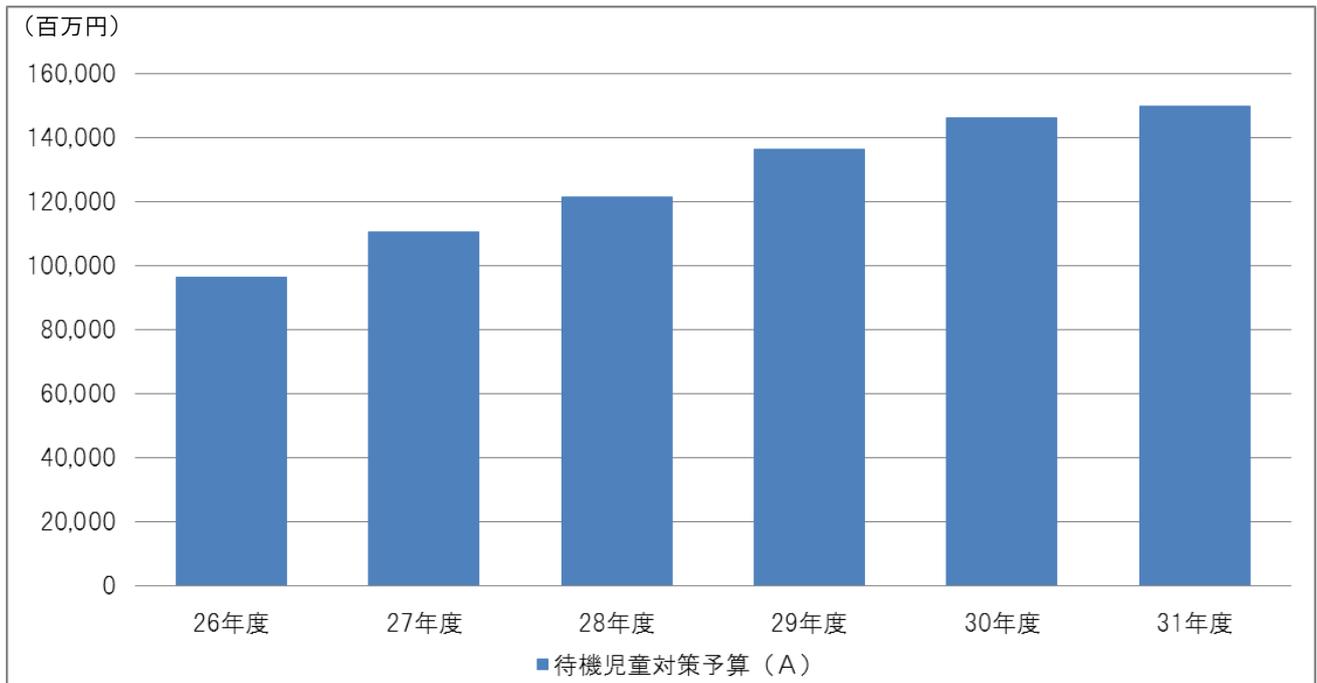
	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
保育所等施設数	402	420	436	459	507	580	611	797	868	938	1,005	1,063
保育所等定員	35,582	36,871	38,295	40,007	43,607	48,916	51,306	56,022	58,754	62,181	65,056	67,689
就学前児童数 (A)	195,898	194,638	193,584	192,861	191,770	190,106	188,540	187,595	185,564	182,511	178,905	175,243
利用申請者数 (B)	36,573	39,948	41,933	44,094	45,707	48,818	52,932	57,526	61,873	65,144	67,703	69,708
申請率 (B/A)	18.7%	20.5%	21.7%	22.9%	23.8%	25.7%	28.1%	30.7%	33.3%	35.7%	37.8%	39.8%
利用児童数	34,249	36,652	38,331	40,705	43,332	47,072	50,548	54,992	58,756	61,885	64,623	66,477
保留児童数	2,324	3,296	3,602	3,389	2,375	1,746	2,384	2,534	3,117	3,259	3,080	3,231
待機児童数	707	1,290	1,552	971	179	0	20	8	7	2	63	46

※平成27年4月から保育所・認定こども園のほか、地域型保育（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育）を含む。
 ※国の調査要領が改正され（育休関係）、待機児童数については、平成30年4月から新定義で集計を行っています。

参考資料 3

平成 26 年度から 31 年度の待機児童対策予算の変遷

- ・ 5 年間で、一般会計予算に占める待機児童対策予算（保育所等運営費を含む）は、6. 8 パーセントから 8. 5 パーセントへ、1. 7 ポイント拡大。



(単位：百万円)

年度 (当初予算額)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
待機児童対策予算 (A)	96,466	110,659	121,544	136,166	146,229	149,869
うち保育所等運営費予算	80,201	96,383	107,953	122,633	133,525	137,198
横浜市一般会計予算 (B)	1,418,208	1,495,465	1,514,316	1,645,892	1,730,007	1,761,506
(A) / (B)	6.8%	7.4%	8.0%	8.3%	8.5%	8.5%

※27 年度以降、予算 (A) は、保育所・認定こども園のほか、地域型保育（家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業）の経費を含めています。

参考資料 4

利用調整の優先順位

(基準の考え方)		
※ ランクは、A B C D E F G H I の順に利用調整の順位が高いものとします。		
※ 父、母でランクが異なる場合は、順位の低いランクを適用します。		
※ 障害児・児童福祉の観点から保育が必要な児童については、この利用調整基準を基に別途に利用調整します。		
※ 利用調整に当たっては、保育が必要な理由別の下記の「ランク表」に基づき A～I の順に区分し「その他の世帯状況」とともに総合的に保育が必要な程度を判断し、利用調整の順位を判断します。		
※1 「11 その他」のランクは当該児童・世帯の状況に応じて別途判断します。		
父・母が保育できない理由、状況		ランク
1 (1) 居宅外労働 (外勤・居宅外自営)	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 40 時間以上の労働に従事している。	A
	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 35 時間以上 40 時間未満の労働に従事している。	B
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 24 時間以上の労働に従事している。	C
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 24 時間未満の労働に従事している。	D
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 28 時間以上の労働に内定している。	E
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 28 時間未満の労働に内定している。	F
1 (2) 居宅内労働 (内勤・居宅内自営)	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 40 時間以上の労働に従事している。	B
	月 20 日以上かつ就労時間 1 週 35 時間以上 40 時間未満の労働に従事している。	C
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 24 時間以上の労働に従事している。	D
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 24 時間未満の労働に従事している。	E
	月 16 日以上かつ就労時間 1 週 28 時間以上の労働に内定している。	F
月 16 日以上かつ就労時間 1 週 16 時間以上 28 時間未満の労働に内定している。	G	
2 産前産後	出産又は出産予定日の前後各 8 週間の期間にあって、出産の準備又は休養を要する。	G
3 (1) 病気・けが	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で常に病臥している場合。	A
	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が常時困難な場合。	C
	通院加療を行い、月 16 日以上かつ 1 週 16 時間以上の安静が必要で保育が困難な場合。	E
3 (2) 障害	身体障害者手帳 1～2 級、精神障害者保健福祉手帳 1～2 級、愛の手帳（療育手帳）の交付を受けていて、保育が常時困難な場合。	A
	身体障害者手帳 3 級又は精神障害者保健福祉手帳 3 級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	B
	身体障害者手帳 4 級の交付を受けていて、保育が困難な場合。	E
4 親族の介護	臥床者・重症心身障害児（者）、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ 1 週 40 時間以上保育が困難な場合。	A
	重度障害児（者）、又はそれと同程度の障害等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 20 日以上かつ 1 週 40 時間以上保育が困難な場合。	B
	病人や障害児（者）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 16 日以上かつ 1 週 28 時間以上保育が困難な場合。	C
	病人や障害児（者）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月 16 日以上かつ 1 週 16 時間以上 28 時間未満保育が困難な場合。	F
5 災害の復旧への従事	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。	A
6 通学	就職に必要な技能習得のために 1 日 4 時間以上かつ月 16 日以上職業訓練校、専門学校、大学などに通っている。	E
7 求職中	求職中。	H
8 ひとり親世帯等	ひとり親世帯等において、就労、求職活動、職業訓練等を行うことにより、自立促進が図られると福祉保健センター長が判断した場合。	A
9 保育士	世帯において、「保育士資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業で、月 20 日以上かつ 1 週 35 時間以上保育業務に従事する又は内定している（派遣職員は除く）」場合（市外在住は除く）。	A
10 市外在住	横浜市外に在住している場合（転入予定者は除く）。	I
11 その他	児童福祉の観点から、福祉保健センター長が特に保育の必要性の緊急度が高いと判断した場合。	※1